

中間損益計算書

(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	14,406
資金運用収益	13,132
(うち貸出金利)	(10,830)
(うち有価証券利息配当金)	(2,139)
役務取引等収益	1,137
その他の業務収益	62
その他の経常収益	75
経常費用	17,230
資金調達費用	1,981
(うち預金利息)	(1,764)
役務取引等費用	843
その他の業務費用	1,243
その他の経常費用	7,349
その他	5,811
経常損失	2,823
特別損失	388
特別損失	72
引当金、前払費用、税金等調整損	2,508
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	△1,221
中間純損	1,308

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が1,836百万円増加、繰延税金資産が742百万円減少、その他有価証券評価差額金が1,093百万円増加しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,593百万円であります。

- (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用 1,277 百万円は「その他の資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理 |
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 預金払戻損失引当金
預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 44 号平成 20 年 7 月 11 日）により改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 243 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,177 百万円、延滞債権額は 28,263 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 318 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,073 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 42,832 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,332 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 8,272 百万円
担保資産に対応する債務
借入金(日本銀行借入の為) ー 百万円
上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 28,152 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 313 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、128,900 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 125,921 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,955 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,500 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 1,908 百万円あります。
13. 1株当たりの純資産額 811 円 39 銭
14. 単体自己資本比率 9.03%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,694 百万円、貸倒引当金繰入額 3,198 百万円及び株式等償却 715 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益 388 百万円であります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損 41 百万円及び減損損失 31 百万円であります。
4. 当中間期において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (31 百万円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 8 百万円、建物 17 百万円及びその他有形固定資産 6 百万円であります。

用途	種類	場所	金額
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	13 百万円
稼動資産	営業用店舗	兵庫県内	18 百万円

営業用店舗については、営業店 (または各グループ店) 毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店 (または各グループ店) を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

5. 1 株当たり中間純損失金額 16 円 94 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	5,426	5,473	46
社債	5,843	5,854	11
その他	7,627	6,780	△847
合計	18,897	18,108	△788

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	20,689	19,556	△1,133
債券	141,311	142,373	1,061
国債	78,165	79,259	1,094
地方債	26,455	26,410	△44
社債	36,691	36,703	11
その他	48,367	43,399	△4,967
合計	210,368	205,329	△5,039

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間貸借対照表計上額及び評価差額がそれぞれ 1,836 百万円増加しております。

2. 上記の評価差額に繰延税金資産 2,037 百万円を加えた額 △3,001 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、1,210 百万円 (うち、株式 655 百万円、債券 415 百万円、その他 139 百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて 50% 以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30% 以上 50% 未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満 期 保 有 目 的 の 債 券 私 募 社 債	1,540
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	243
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式 私 募 社 債 信 託 受 益 権	2,723 2,113 22

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,495 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	760
未払事業税	11
有価証券評価損損金不算入額	1,110
その他有価証券評価差額金	2,037
その他	1,063
繰延税金資産小計	13,477
評価性引当額	△1,462
繰延税金資産合計	12,015
繰延税金負債	
退職給付関係	△150
繰延ヘッジ関係	△5
繰延税金負債合計	△156
繰延税金資産の純額	11,859

中間連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ①連結される子会社及び子法人等 4社
- 会社名
- 株式会社徳銀ビジネスサービス
- 株式会社徳銀ソフト
- 株式会社徳銀ジェーシービー
- 株式会社徳銀キャピタル
- ②非連結の子会社及び子法人等
- 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- 該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
- 9月末日 4社

中間連結貸借対照表

(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	18,800	預渡性預金	1,050,318
コールローン及び買入手形	28,000	コーлмаネー及び売渡手形	20,660
買入金銭債権	22	借入金	5,061
商品有価証券	272	外国為替	113
金銭の信託	6,486	その他負債	7,869
有価証券	232,387	役員賞与引当金	5
貸出金	844,044	退職給付引当金	41
外国為替	2,508	役員退職慰労引当金	320
その他資産	6,171	預金払戻損失引当金	158
有形固定資産	14,049	偶発損失引当金	64
無形固定資産	705	繰延税金負債	0
繰延税金資産	11,888	再評価に係る繰延税金負債	1,265
支払承諾見返	7,209	支払承諾	7,209
貸倒引当金	△15,181	負債の部合計	1,093,605
投資損失引当金	△15	(純資産の部)	
資産の部合計	1,157,351	資本金	11,036
		資本剰余金	9,529
		利益剰余金	44,501
		自己株式	△171
		株主資本合計	64,896
		その他有価証券評価差額金	△2,995
		繰延ヘッジ損益	7
		土地再評価差額金	1,312
		評価・換算差額等合計	△1,675
		少数株主持分	525
		純資産の部合計	63,745
		負債及び純資産の部合計	1,157,351

中間連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 資金運用収益 (うち貸出金利) (10,873) (うち有価証券利息配当金) (2,275)	14,799
役員等収益 業務引等収益 1,240 その他業務収益 62 その他経常収益 184	17,406
経常費用 資金調達費用 (うち預金利息) (1,763)	1,981
役員等費用 業務引等費用 840 業務経常費用 1,243 7,496 その他経常費用 5,843	2,607
経常損失 特別損失 特別損失 72	388
税金等調整前中間純損失 法人税、住民税及び事業税 61	2,291
法人税等調整額 法人税等調整額 △1,219	39
少数株主利益 中間純損 1,173	1,173

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(追加情報)
その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。
なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が1,836百万円増加、繰延税金資産が742百万円減少、その他有価証券評価差額金が1,093百万円増加しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,593百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 投資損失引当金の計上基準
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用 1,277 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により
損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 預金払戻損失引当金の計上基準
預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。
- (13) リース取引の処理方法
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,179百万円、延滞債権額は28,295百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は320百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,091百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,886百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,332百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 8,272百万円
担保資産に対応する債務
借入金(日本銀行借入の為) ー百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券28,152百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は326百万円あります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,742百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が143,764百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,963百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,500百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,908百万円あります。
12. 1株当たりの純資産額 818円97銭
13. 連結自己資本比率 9.14%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,704 百万円、貸倒引当金繰入額 3,220 百万円及び株式等償却 715 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益 388 百万円であります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損 41 百万円及び減損損失 31 百万円であります。
4. 当中間連結会計期間において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (31 百万円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 8 百万円、建物 17 百万円及びその他の有形固定資産 6 百万円であります。

用途	種類	場所	金額
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	13 百万円
稼動資産	営業用店舗	兵庫県内	18 百万円

当行は、営業用店舗については、営業店 (または各グループ店) 毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店 (または各グループ店) を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

5. 1 株当たり中間純損失金額 15 円 20 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	—	—	—
地 方 債	5,426	5,473	46
社 債	5,843	5,854	11
そ の 他	7,627	6,780	△847
合 計	18,897	18,108	△788

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	20,817	19,714	△1,103
債 券	141,311	142,373	1,061
国 債	78,165	79,259	1,094
地 方 債	26,455	26,410	△44
社 債	36,691	36,703	11
そ の 他	48,367	43,399	△4,967
合 計	210,496	205,487	△5,008

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間連結貸借対照表計上額及び評価差額がそれぞれ 1,836 百万円増加しております。

2. 上記の評価差額に繰延税金資産 2,037 百万円を加え、繰延税金負債 12 百万円を差し引いた額 △2,983 百万円のうち少数株主持分相当額 12 百万円を控除した額 △2,995 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,210 百万円 (うち、株式 655 百万円、債券 415 百万円、その他 139 百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて 50% 以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30% 以上 50% 未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満 期 保 有 目 的 の 債 券 私 募 社 債	1,540
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式 私 募 社 債 信 託 受 益 権	4,188 2,273 22

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

以 上